

# 神栖市の建設工事発注の取扱いについて

令和7年5月1日  
神栖市契約検査課

令和7年5月1日現在の神栖市の建設工事発注に関する取り扱いを以下のとおりまとめましたので、お知らせいたします。

- 1 一般競争入札・指名競争入札・随意契約の対象とする価格帯
  - ①一般競争入札：設計金額が1,000万円以上
  - ②指名競争入札：設計金額が200万円超1,000万円未満
  - ③随意契約：設計金額が200万円以下

- 2 各等級別の工事請負基準額（**土木一式**、**建築一式**、**舗装**）

## 【現行】

- ①Aランク：4,500万円以上
- ②Bランク：1,500万円以上4,500万円未満
- ③Cランク：1,500万円未満

## 【令和7年10月1日以降】

- ①Aランク：5,000万円以上
- ②Bランク：1,500万円以上5,000万円未満
- ③Cランク：1,500万円未満

- 3 各等級別の総合数値の基準（**土木一式**、**建築一式**、**舗装**）

## 【**土木一式**と**舗装**】

- ①Aランク：800点以上の特定建設業
- ②Bランク：600点以上800点未満、又は800点以上の一般建設業
- ③Cランク：600点未満

## 【**建築一式**】

- ①Aランク：800点以上
- ②Bランク：600点以上800点未満
- ③Cランク：600点未満

※**建築一式**における800点以上の一般建設業はAランクです。

- 4 低入札価格調査制度と最低制限価格制度

- ①低入札価格調査制度：設計金額が1億円以上の競争入札及び総合評価方式を適用する工事
- ②最低制限価格制度：設計金額が200万円超1億円未満の競争入札で総合評価方式を適用しない工事

## 5 予定価格等の公表

### 【予定価格】

- ①一般競争入札：事前公表（入札公告に記載）
- ②指名競争入札：事前公表（指名通知書に記載）
- ③随意契約：事後公表（契約締結後に窓口閲覧又はHPで公表）

### 【低入札調査基準価格又は最低制限価格】

- ①一般競争入札：事後公表（契約締結後に窓口閲覧又はHPで公表）
- ②指名競争入札：事後公表（契約締結後に窓口閲覧又はHPで公表）
- ③随意契約：制度対象外（ただし、当該随意契約が地方自治法施行令第167条の2第8号に該当する場合は、制度対象とし事後公表。（契約締結後に窓口閲覧又はHPで公表））

### 【低入札価格調査制度における数値的判断基準（失格基準）又は金入り設計書】

- ①すべて：非公表

## 6 一般競争入札における入札参加資格要件の営業所の許可等

建設業法及び建設業法施行令における特定建設業の許可が必要となる下請代金の額（以下「下請基準額」という。）に倣います。

- ①予定価格が下請基準額以上となる場合：特定建設業の許可
- ②予定価格が下請基準額未満となる場合：特定建設業又は一般建設業の許可

※令和7年2月1日から建設業法及び建設業法施行令における特定建設業の許可が必要となる下請代金の額が4,500万円から**5,000**万円（建築一式は7,000万円から**8,000**万円）に引き上げられました。

## 7 一般競争入札における入札参加資格要件の営業所の所在地（地域要件）

- ①予定価格が1億5,000万円未満の工事：

A・B・Cランクとも、地元建設業の振興を重要視して「神栖市内に建設業法に基づく主たる営業所（本店）又は従たる営業所（支店等）を有すること。」を基本とします。

- ②予定価格が1億5,000万円以上の工事：

予定価格が1億5,000万円以上の工事又は製造の請負は、市条例の「議会の議決に付すべき契約」となります。この性質上、納税者の利益も重要視する必要があるとして、より公正な競争を確保するため、予定価格が1億5,000万円未満の工事よりも広範囲の地域要件を設定する場合があります。

公正な競争の確保としては、全国知事会が平成18年12月18日に発出した「都道府県の公共調達改革に関する指針（緊急報告）」より、「地域要件の設定に当たっては、応札可能者は20～30者以上を原則とする。」を参考としています。

（例1）建築一式の事業者単体で発注する場合の地域要件

「茨城県内に建設業法に基づく主たる営業所（本店）又は神栖市内に同法に基づく従

たる営業所（支店等）を有すること。」

（例２）特定建設工事共同企業体で発注する場合の地域要件

代表構成員に関し「茨城県内に建設業法に基づく主たる営業所（本店）又は従たる営業所（支店等）を有すること。」

※地域要件の他、案件によっては「施工実績」や「年間平均完成工事高」などを適正履行の担保として、入札参加資格要件に追加設定するときもあります。

## 8 共同企業体（経常建設共同企業体と特定建設工事共同企業体）

①経常建設共同企業体：中小企業基本法第2条に規定する中小建設業者が、継続的な協業関係を確保することにより、その経営力及び施工力を強化することを目的として結成するもの

②特定建設工事共同企業体：建設業者が大規模かつ技術的難度の高い工事の施工に際して、技術力等を結集することにより工事の安定的施工を確保する必要がある場合等であって、工事の規模、性格等に照らし共同企業体による施工が必要と認められるときに工事ごとに結成されるもの

（例１）設計金額が10億円以上の土木工事又は建築工事

（例２）設計金額が5億円以上のシールドや推進等の工事

## 9 手持ち工事件数制限

①市から受注できる建設工事（競争入札）は、開札日現在において、施工中の工事及び落札者又は落札候補者となった工事並びに低入札価格調査に該当して落札者又は落札候補者の決定を保留となった工事を含め「3件」まで

②随意契約による工事及び特定建設工事共同企業体で契約する工事は対象外

③手持ち工事の期限は、合格と認められた竣工検査の日まで

※上記事項を原則としますが、個別案件の状況や社会情勢の変化などにより、変更する場合があります。